

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 月間、静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和 8 年 7 月 7 日

静岡市長 難 波 喬 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 J A 静岡市 高松支店、ウエルシア静岡高松店

所在地 静岡市駿河区宮竹 1-5-35 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 静岡市農業協同組合

代表者 代表理事組合長 三津山 定

住 所 静岡市駿河区曲金五丁目 4 番 70 号

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 4 箇所

(変更後) 出入口の数 3 箇所 (出入口③を封鎖する)

4 変更する年月日

令和 8 年 7 月 1 日

5 届出年月日

令和8年6月25日